

## 別紙標準様式（3）

### 森林ふれあい体験活動実施団体の募集について（公示）

平成28年4月28日  
東北森林管理局

下記のとおり、平成28年度の森林ふれあい推進事業による森林ふれあい体験活動の実施に当たり、東北森林管理局と協定を締結して共催等により森林ふれあい体験活動を実施していただく団体等を公募します。

#### 記

#### 1. 森林ふれあい体験活動実施団体（以下「実施団体」という。）の役割

実施団体（営利を目的としない法人又は団体）においては、東北森林管理局長と協定を締結していただき、団体の創意工夫により国有林をフィールドとして、森林・林業の理解促進に資する森林ふれあい体験活動を計画・実施していただきます。

#### 2. 応募資格（以下の条件を全て満たすこと。）

- （1）従来から、森林（民有林又は国有林等）を利用した活動等を実施しており、森林とのふれあいを促進させるプログラムを実施している営利を目的としない法人又は団体等であること。
- （2）森林、林業等について、適切に説明ができる森林インストラクター等の資格者を有している団体であること。
- （3）国有林野事業を熟知し、国と連絡・調整を行うことができる団体等であること。

#### 3. 実施箇所等

- （1）実施箇所  
東北森林管理局管内の国有林  
※内容によって民有林を含むことも可能です。
- （2）実施時期

平成28年8月11日（木）（国民の祝日「山の日」）

※ただし、この日が困難な場合は8月6日（土）又は8月7日（日）でも可とします。

### （3）実施内容

平成28年度に国民の祝日「山の日」が本施行されることから、それを記念した森林ふれあい体験活動を行います。

具体的には、「親子で参加可能な比較的容易なコースの登山を主軸とする森林ふれあい体験活動」としますが、「山の日」記念の趣旨に反しないものであれば必ずしも登山に限定しません。なお、参加予定人数は20～30名程度で、日帰り行程とします。

なお、実施箇所等については、安全等の面から修正をお願いすることもありますのでご承知おき下さい。

### 4. 参加費の設定

参加費の金額については、インストラクター等の直接人件費及び旅費、保険料、通行料、施設入場料、資料・機材等の提供に要する経費、消費税相当額により算出した実費とします。

参加者から徴収する参加費は、団体等において決定していただきます。

また、参加費の徴収等の事務については、団体等に実施していただきます。

### 5. 応募の方法

本事業に参加を希望される団体等は、別紙の書式により書面にて応募して下さい。

### 6. 実施団体の決定方法

参加申込書に記載された内容が、本事業の趣旨に添ったものであり、十分実現性を有しているか否かを審査し、森林管理局長が適当であると認める団体等を実施団体として決定します。

実施団体に決定された後、森林ふれあい体験活動実施計画書を作成していただくこととなります。なお作成していただいた森林ふれあい体験活動実施計画書については助言させていただく場合もあります。

### 7. 応募の締め切り

平成28年5月30日（月曜日）

### 8. 留意事項

森林ふれあい体験活動の実施に当たっては、別に東北森林管理局において、フィールドの提供のほか、以下の機材及び人員等を準備いたします。

- ・貸切バス 1台
- ・配布資料（パンフレット等）
- ・職員（スタッフ）2～5名

なお、実施団体においては、このほかに必要となる機材・人員等がある場合は、自己の負担により準備いただきます。

9. 応募に関する問い合わせ

実施団体への応募について、詳しくお知りになりたい方は下記にご連絡下さい。

東北森林管理局技術普及課緑の普及係

〒018-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

TEL：018-836-2218 FAX：018-836-2012

(別紙)

平成 年 月 日

東北森林管理局長 あて

住 所  
称 号  
代 表 者  
電 話 番 号

印

### 森林ふれあい体験活動実施団体参加申込書

平成 年 月 日付けで公示のあった森林ふれあい推進事業の森林ふれあい体験活動実施団体に応募します。

#### 1. 国有林内で実施する森林ふれあい体験活動の概要

--

2. 森林を利用した主な活動状況等

3. 資格者の状況（森林インストラクター等）

4. 参加費（実費）内訳

（添付資料）

- ・ 団体等の概要がわかるもの（設置規約、定款など）
- ・ 過去3年間の活動実績がわかるもの